

令和2年4月9日

保護者 様

荒尾市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の出席等の扱いについて
(お知らせ)

4月8日より新学期が始まりましたが、保護者の皆様には、多くのご心配とご苦勞をおかけしております。併せて、荒尾市の学校教育活動にご理解をいただいていることに深く感謝いたします。

さて、教育活動再開に向け保護者の方々から「感染が不安で、どうしても学校に行かせられないときは欠席になってしまうのか。」というお尋ねがっております。

それを受けまして、下記のとおり出席停止の基準を決め新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒のお休みは、欠席ではなく出席停止とすることといたしております。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

但し、今後の感染拡大状況の変化によっては、随時対応を見直し改めて変更をお知らせいたします。

記

1 出席停止の基準

- (1) 児童生徒の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合
- (4) 児童生徒に味覚・嗅覚障がい等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられる場合
- (5) その他、校長が出席停止を必要と認める場合

※上記(5)について、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒については保護者の同意のもと校長が出席停止として取り扱うことができる。

2 留意点

- 登校に際しては、毎朝体温の測定と体調の確認をし、発熱や少しでも味覚、嗅覚の異常があれば無理をせず登校を控えてください。
- 児童生徒の登校に際して、不安や疑問がある場合は遠慮なく学校や教育委員会にご相談ください。
- 出席停止の期間中は、学校より適切な課題を与えたり、家庭訪問や電話等で連絡を取ったりするなど、学習の遅れが生じないように配慮いたします。